

## 商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明

経済産業省及び農林水産省は、平成27年1月23日、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（以下「本省令」という。）を定めた。本省令は、同規則第102条の2を改正し、不招請勧誘禁止の適用除外を拡大するものである。すなわち、顧客が65歳未満で一定の年収若しくは資産を有する者である場合において、顧客の理解度を確認するなどの要件を満たしたときを、不招請勧誘禁止の例外として定める。

しかし、不招請勧誘を禁じる商品先物取引法（以下「法」という）第214条第9号に規定する「勧誘」には、顧客の適合性の確認を含むと解されている。本省令で確認すべき「年齢・年収・金融資産・他社取引経験・取引の危険性等に関する理解度」等は、まさに適合性の確認であるから、勧誘行為の一環である。すなわち、本省令は、商品先物取引業者（以下「業者」という。）が、消費者に対して電話・訪問して勧誘（適合性の確認）することを当然の前提とするものであり、実質的に不招請勧誘を解禁するものにほかならない。したがって、本件省令は、法律の委任の範囲を超えたものであり、違法である。

また、主務省庁の説明によれば、本省令は、重層的な規定により委託者保護を図っているとされるが、かかる説明は的外れであり、何ら免罪符とならない。例えば、委託者保護策の1つとされる顧客の理解度確認制度の導入についても、委託者保護にならないどころか有害ですらある。すなわち、現在も多くの商品先物取引業者が事実上、顧客に年収等を申告する書面や、顧客の理解度を確認する書面を記入させているところ、業者が指示して事実と異なる申告をさせたり、正答を教授するなどの行為が蔓延し、被害防止につながっていない。かかる現状に鑑みれば、裏付け資料の提出を義務付ける等の手段によって、申告内容が客観的に担保されない限り、かかるチェックは有名無実のものとなり果てるばかりか、顧客が取引の危険性を十分理解して取引に臨んだかの如き証拠が作成されることになり、かえって悪質業者を利することになりかねない。さらに、同じく委託者保護策の1つとされる熟慮期間制度の導入も、委託者保護のためには機能しない。業者によるセールストークを信じて基本契約を締結した者が14日間程度の期間で翻意するとは考えがたい上、旧海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律で設けられた同様の制度が、被害防止のために全く機能しなかったという事実があるにもかかわらず、本省令では、そのことの反省に立った手当てが何も講じられていないからである。このように、重層的な規定による顧客保護とは名ばかりであり、本省令は、「委託者保護に欠けるおそれのない行為」（法第214条第9号括弧書き）を定めたものとは到底評価できないから、やはり法律の委任の範囲を超える違法なものといわざるを得ない。

当会は、平成25年11月19日付け「商品先物取引についての不招請勧誘禁止の徹底

を求める会長声明」により、不招請勧誘の禁止を徹底することを求めた。また、平成26年4月5日付けで公表及び意見募集がなされた商品先物取引法施行規則に関し、同月21日付け会長声明においてこれに反対する意見を表明してきた。本省令は、当初の公表案を若干修正したものの、不招請勧誘禁止を事実上解禁するものであることに変わりなく、断じてこれを許容することはできない。当会は、本省令の制定に強く反対し、施行前の廃止を求める。